

## 出席停止について

下記の出席停止基準に記載している疾病に感染した場合には、出席停止となり、登校するときは医師の治癒証明書が必要となります。

出席停止に該当する疾病と診断された場合には、治癒証明等の書類をお渡ししますが、患者との接触を避けるために、保護者の方に書類を学校まで取りに来ていただけると助かります。

出席停止期間は、休み始めた日からとします。但し、早退して受診した場合は、翌日から出席停止となります。

### ○ 出席停止の基準

	疾 病	出 席 停 止 期 間
第 二 種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

### 第三種

- ・ 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症
- ・ その他の伝染病（本校において出席停止としているもの）  
  - マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎
- ・ その他は、医師の診断に基づいて、校長判断となる。